

# 岐阜県公報

号 外 (12) 平 成 二 十 四 年 四 月 一 日

## 目 次

告 示

岐阜県民ふれあい会館の使用料の徴収事務の委託

(人づくり文化課)

ページ 一

公 示

指定管理者の指定

(人づくり文化課)

一

## 告 示

岐阜県告示第七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、岐阜県民ふれあい会館の使用料の徴収事務を岐阜県民ふれあい会館指定管理者ふれあいファシリテイズに委託したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、岐阜県民ふれあい会館の使用料の徴収事務の委託に関する告示(平成二十三年岐阜県告示第二百三十号)は、廃止する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 公 示

指定管理者の指定

岐阜県民ふれあい会館に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県民ふれあい会館条例(平成五年岐阜県条例第二十号)第十六条の規定により公示する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

ふれあいファシリテイズ  
構成員

岐阜市市ノ坪町四丁目一九番地

ハヤックス株式会社

岐阜市吉野町六丁目一四番地

B D O O コミュニケーションズ株式会社

兵庫県西宮市六湛寺町九番一六号

日本管財株式会社

二  
指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

平成二十四年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社